

奈良県内高齢者施設用 新型コロナウイルス感染対策チェックリスト <平時の勤務場面別>

2022/9/13 奈良県介護保険課 作成

※2023/1/19 更新 (「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」改訂対応)

施設名 ( )	新型コロナ感染対策責任者 氏名 ( )
チェック実施日時 ( )	
ユニット名、フロア等 ( )	個別責任者 氏名 ( )
	チェック実施者 氏名 ( )

1. 全般的事項

チェック項目	結果	自由記載欄
<b>0 チェック体制の整備 (感染対策にかかる「個別責任者」の選定)</b>		
以下のチェック項目を日々個別に確認する責任者として、ユニット、フロアなど、最小の勤務単位におけるリーダー格の職員を選定する。 →選定した個別責任者氏名は上欄氏名欄に記載し、日々のチェックを確実に実践する。		
<b>1 全場面共通の注意事項</b>		
<b>(1) 消毒 【接触感染防止】</b>		
① 消毒液の成分・濃度は適切である。→別記(「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(令和5年1月改訂)」P12~13抜粋)		
② 消毒を行うべき場所(以下の各場面で示す手指消毒が必要な各場所等)に、消毒液を設置する。		
③ 環境消毒・手指消毒いずれも噴霧では効果がなく、環境は拭き取り、手指はこすりが必要		
④ 顔付近(マスク等)を触る場合も「前」「後」に手指消毒が必要(無意識に触らない)		
⑤ 手袋を着用していても、手指消毒は必要(手袋は交換が原則であり、消毒は交換が困難な場合の次善策)		
⑥ 複数人が共用する物を触る「前」「後」とも手指消毒することを心がける。		
⑦ 手指消毒は、手全体に行き渡る液量が必要(持ち歩き容器など、ワンプッシュの液量が少ない場合に要注意)		
⑧ 消毒液の詰め替えは、詰め替え専用容器を推奨(変質による消毒効果低減防止)		
<b>(2) マスクの着用・目の保護 【飛沫感染防止】</b>		
⑨ 不織布製(布やウレタンなど他の素材のマスクは不可)を正しく(鼻出し等せず)着用する。		
⑩ 入所者・通所利用者とは接する場所では、目の保護のためフェイスシールドかゴーグルを着用する。 (その場所にいる入所者・通所利用者全員が正しくマスクを着用している場合は不要)		
⑪ 入所者・通所利用者にも可能な限り(すぐ外しても)マスクを着用してもらう。		
<b>(3) 換気 【エアロゾル感染防止】</b>		
⑫ 複数人がいる場所は、決まった時間というより、人がいる時にこそ換気を行う。		
⑬ 閉め切った場所での扇風機やサーキュレーターの使用は、ウイルスを拡散させ不可		
⑭ 空間除菌は換気に代替する効果はなく不要		
<b>2 施設内に立ち入る者を迎える場面</b>		
① 立入り受付時に検温及び体調確認を行っている。		
② 立ち入る者にマスク着用を求めている。		
③ 立ち入る者に手指消毒を求めており、手指消毒液を設置している。		
④ うがいは不要。させる場合は、周囲に人がいない状態にさせ、終了後は洗面所(特に蛇口等)を拭き消毒する。		
⑤ 外来者(面会者・納入業者)の立入りスペースを限定している。		
<b>3 施設関係者に体調不良等を覚知した場面</b>		
① 職員、通所利用者、その他外来者が体調不良の場合、立入りを認めない。		
② 入所者の立入り時(例:新規入所、外来受診後)に体調不良の場合、他の入所者から隔離して対応する。		
③ 体調不良者に対しては、他の要因(例:持病、ワクチン副反応)と思われる場合でも、抗原検査を実施することを推奨		
④ 抗原検査は厚生労働省が承認した検査キット(体外診断用医薬品)で実施し、いわゆる「研究用」は使用しない。		
⑤ 抗原検査の結果が陰性でも、真に陰性である保証はない点を理解している。		
⑥ 激しい咳込みへの対応、気道吸引等を実施する職員はN95マスクを着用する。		
⑦ 職員の職場復帰は、感染リスク残存期間(感染した場合は10日間、濃厚接触の場合は7日間)を考慮する。		

2. 入所者・通所利用者に対応する場面

チェック項目	結果	自由記載欄
<b>1 集合形式で飲食する場面(おやつを含む)</b>		
① 飛沫 入所者・通所利用者同士が対面とならない席配置とする。(同じ方向を向く等)		
② 飛沫 席配置でなくパーティションで対面を遮る場合、十分な高さ・幅のものを設置する。		
③ 飛沫 隣り合う入所者・通所利用者同士は、概ね1.5m以上の距離を確保する。		
④ 飛沫 飲食により咽せる傾向がある入所者・通所利用者の席は、優先的に隣との距離を確保する。		
⑤ 飛沫 距離ではなくパーティションで隣同士を遮る場合、互いに横に向き合っても遮れる位置に設置する。		
⑥ 飛沫 ①~⑤が困難な場合、時間差などにより、同時に集合する人数を減らすことで①や③を実現する。		
⑦ エア 飲食会場に人が集まっている間は、換気を行う。		
⑧ 飛沫 飲食介助する職員は、不織布マスクとフェイスシールドかゴーグルを着用し、ズラさない。		
⑨ 接触 飲食介助する職員は「介助の前・後」「顔付近を触る前・後」に手指消毒を行う。		
⑩ 接触 入所者・通所利用者にも、飲食の「前」に手指消毒を依頼する。(消毒液を用意しておく。)		
⑪ 飛沫 入所者・通所利用者には、横向かず黙食するよう依頼する。		
⑫ 全て 職員は入所者・通所利用者と一緒に飲食をしない。		
<b>2 入所者・通所利用者に提供する飲食を準備する場面</b>		
① 接触 厨房に「入室の際」に手指消毒する。		
② 接触 厨房内では顔付近(マスク等)を触らない。触る場合は、その「前」「後」に手指消毒を行う。		
③ 接触 「調理の前」「配膳の前」に手指消毒する。		
④ 接触 食席を整えた後に、テーブル・椅子を拭き消毒し、その後手指消毒を行う。		
⑤ エア 複数人で準備する場合、厨房など室内の換気を行う。		

2. 入所者・通所利用者に対応する場面（続き）

チェック項目		結果	自由記載欄
<b>3 入浴介助の場面</b>			
①	飛沫	介助職員は、不織布マスクとフェイスシールドかゴーグルを着用し、ズラさない。	
②	飛沫	フェイスシールド・ゴーグルをズラさずに済むよう、くもり止めなどの使用を推奨	
③	エア	構造上可能であれば、入浴中、浴室・脱衣所の換気を行う。	
<b>4 複数人同時に入浴する場面</b>			
①	飛沫/エア	上記「3 入浴介助」の3項目（3①～③）	
②	飛沫	入浴者同士は、浴室・脱衣所いずれにおいても、概ね1.5m以上の距離を確保する。（時間差、日の分散などの工夫）	
③	飛沫	入浴者同士は、浴室・脱衣所いずれにおいても、会話しないうちに依頼する。	
④	接触	複数入浴者を1人で対応する職員は、対応相手が変わる度に手指消毒を行う。	
<b>5 集合してレクリエーション・運動等を行う場面</b>			
①	飛沫	入所者・通所利用者同士が対面とならない席や運動機器の配置とする。（同じ方向を向く等）	
②	飛沫	席配置でなくパーティションで対面を遮る場合、十分な高さ・幅のものを設置する。	
③	飛沫	隣り合う入所者・通所利用者同士は、概ね1.5m以上の距離を確保する。	
④	飛沫	距離ではなくパーティションで隣同士を遮る場合、互いに横に向き合っても遮れる位置に設置する。	
⑤	飛沫	①～④が困難な場合、時間差などにより、同時に集合する人数を減らすことで①や③を実現する。	
⑥	エア	人が集まっている間は、換気を行う。	
⑦	飛沫/エア	声を発するレクリエーションでは、特に「マスク着用」「対面回避」「距離確保」「換気」を徹底する。	
⑧	飛沫	見守り担当職員も、マスクを着用できない入所者・通所利用者に近づく可能性がある場合、不織布マスクだけでなくフェイスシールドかゴーグルを着用する。	
⑨	接触	共用する物品（運動機器、玩具、文房具等）は、入所者・通所利用者の使用前・後に拭き消毒を行うことを推奨	
<b>6 共用エリアで口腔ケアを行う場面</b>			
①	飛沫	周囲半径1.5m以内は、介助職員以外の他人はいない状態で行う。（共用洗面所で横並びは危険）	
②	飛沫	担当職員は、不織布マスクとフェイスシールドかゴーグルを着用し、ズラさない。	
③	エア	口腔ケアの最中は、その場所の換気を行う。	
④	接触	担当職員は「ケアの前・後」「顔付近を触る前・後」に手指消毒を行う。	
⑤	接触	1人終了ごとに、洗面所の拭き消毒を行う。（特に、必ず手で触れる水道の蛇口等）	
⑥	接触	複数人の口腔ケア物品（歯ブラシ、入れ歯等）は、各人の物品同士を接触させないように扱い、離して保管する。	
<b>7 廊下等共用エリアで勤務する場面</b>			
①	飛沫	マスクを着用できない入所者・通所利用者に近づく可能性がある場合、不織布マスクだけでなくフェイスシールドかゴーグルを着用する。	
②	エア	入所者・通所利用者が常時いるスペース（談話室等）は換気を行う。	
③	飛沫	入所者・通所利用者にも可能な限り（すぐ外しても）マスクを着用してもらう。	
④	接触	入所者・通所利用者に触れる（手を引く、肩を抱く等）前・後とも手指消毒を行う。	
⑤	接触	手で触って開閉する際は「開ける前」「閉めた後」とも手指消毒を推奨（ドア、水道の蛇口等）	
⑥	接触	複数人が頻りに触れるなど、いつ触れたかの把握が難しい部分（手すり、伝い歩きする壁など）は、可能な範囲で頻りに拭き消毒を行う。（触れた直後の消毒が理想的だが日常的には困難なため）	
⑦	接触	入所者・通所利用者があちこち触る場合、拭き消毒が困難な物品（布や紙製品）は手の届く範囲に置かない。	
⑧	接触	床を這う方・転がる方がいる場合に限り、床を消毒する。（そのような方がいない場合は床消毒は不要）	
⑨	接触	エレベーター内ではマスクを着用し、会話はしない。（ボタンを触った場合は手指消毒を推奨）	
⑩	接触	④～⑥のための消毒液を、必要時に即消毒できるような場所に設置する。	
⑪	接触	施設内 P H S 通話の際など、顔付近に手を持ってくる前には手指消毒を推奨	
<b>8 共用トイレに誘導する場面</b>			
①	飛沫	担当職員は、不織布マスクとフェイスシールドかゴーグルを着用し、ズラさない。	
②	接触	入所者・通所利用者の手を引く等、触れて誘導する場合は「触れる前・後」に手指消毒を行う。	
③	接触	終了後速やかに、入所者・通所利用者の手指を消毒する。	
④	接触	③の前後とも、担当職員は手指消毒を行う。（排泄介助のため手袋は外すか替えた後）	
⑤	接触	終了後、触れた場所（便座、ペーパーホルダー、水洗レバー、ドアノブ等）は全て拭き消毒を行う。	
⑥	接触	②～⑤のための消毒液を、必要時に即消毒できるような場所に設置する。	
⑦	接触	速やかに⑤を行うことが困難な場合、そのまま次に使用しないよう「未消毒」との表示をしておく。	
⑧	エア	構造上可能であれば、入室中に換気を行う。	
<b>9 車で送迎する場面</b>			
①	エア	「外気導入モード」により、また、可能な限り5cm以上の窓開けも併用して、車内換気を行う。	
②	飛沫/エア	運転者は通常は不織布マスク、体調不良者の送迎の場合はN95マスク（場合によりガウンも）を着用する。	
③	飛沫	送迎対象者（入所者・通所利用者）にも可能な限りマスクを着用してもらう。	
④	飛沫	送迎対象者が見守り不要な方1名の場合、乗車位置は後部座席の助手席側	
⑤	飛沫	車内では会話は慎み、送迎対象者にもそのように依頼する。	
⑥	接触	送迎対象者の乗降を触れて補助する場合は「触れる前・後」に手指消毒を行う。	
⑦	飛沫	安全運転の観点から運転中はフェイスシールドやゴーグルを着用しない場合でも、乗降補助の際は着用する。	
<b>10 居室内で介助する場面 ※入所施設特有</b>			
①	飛沫/エア	担当職員は、不織布マスクとフェイスシールドかゴーグルを着用し、ズラさない。（体調不良者への対応はN95マスク）	
②	接触	居室内に手指消毒液の設置が困難な場合（誤飲の危険等）、入室の度に必ず居室内に持ち込む。	
③	接触	居室内にはその時に必要な分だけを持ち込み、渡しきりにすることを推奨（例：薬はその時服用する分のみ）	
④	エア	個室への入室後は、まず窓開け換気を行う。（多床室の場合は常時換気を推奨）	
⑤	接触	入室後に手指消毒しても、改めて「介助の前・後」とも手指消毒を行う。	
⑥	接触	居室内では顔付近（マスク等）を触らない。触る場合は、その「前」「後」に手指消毒を行う。	
⑦	接触	排泄介助などでガウン等を着用する場合、介助後居室内で、手指消毒を行いながら脱衣する。	
⑧	接触	入退室の際、ドアを開閉する場合は「開閉の前・後とも」、カーテンの場合は触った後に、手指消毒を行うことを推奨	

### 3. 職員同士で接する場面

チェック項目		結果	自由記載欄
<b>1 執務室（詰所、事務室等）で仕事をする場面</b>			
①	飛沫 エア	不織布マスクを常時正しく着用する。	
②	エア	複数人在室中は、換気を行う。（窓がなくても、少なくともドアは開放）	
③	飛沫	席配置が「近接対面」「隣同士が近接」となる場合、十分な高さ・幅のパーテーションで遮ることを推奨	
④	飛沫	③のような席配置でパーテーションがない場合、飲水を自席で行わないことを推奨	
⑤	接触	入退室時に手指消毒を行う。	
⑥	接触	共用物品を「触る前・後」の手指消毒を推奨（例：パソコン、プリンター、電話機、共用棚・椅子、ドアノブ等）	
⑦	接触	手指消毒液を適切な場所に備え付け、必要なタイミングでの消毒を促す表示を行う。	
<b>2 休憩の場面</b>			
①	飛沫 エア	飲食等一定時間マスクを外す休憩は、同室内で複数職員が同時に取らないことを推奨（交替制か、休憩場所の分散）	
②	エア	マスクを外しての在室中は、換気を行う。（窓がなくても、少なくともドアは開放）	
③	飛沫	同室内で複数職員が飲食等休憩を取る場合（食堂等）、最低限1.5m以上の距離を確保し、かつ対面を避け、黙食する。	
④	接触	「飲食の前・後とも」手指消毒を行う。（食堂の場合は特に）	
⑤	接触	共用物品を「触る前・後」の手指消毒を推奨（例：冷蔵庫、ポット、電子レンジ、食器棚等）	
⑥	接触	手指消毒液を適切な場所に備え付け、必要なタイミング（特に④）での消毒を促す表示を行う。	
⑦	接触	フェイスシールド、ゴーグル等を外す際には、表面（汚染面）が周囲に付かないよう置き方に留意する。	
<b>3 更衣の場面</b>			
①	飛沫 エア	同室内で複数職員が同時に更衣しないことを推奨（交替制：特に換気ができない場合）	
②	飛沫	同室内で複数職員が同時に更衣する場合、マスクを外さず、会話をしない。	
③	エア	構造上可能であれば、在室中の更衣室の換気を行う。	
④	接触	入退室の際の「ドアの開閉の前・後」の手指消毒を推奨	
<b>4 仮眠の場面</b>			
①	接触	直接接触する寝具（シーツ等）は、職員交替時に交換する。	
②	エア	複数人在室中は、換気を行う。1人ずつ交替の場合は、交替前にしばらく換気する。	
③	接触	共用物品を「触る前・後」の手指消毒を推奨（例：リモコン、アラーム等）	
④	接触	手指消毒液を適切な場所に備え付け、必要なタイミングでの消毒を促す表示を行う。	
⑤	接触	フェイスシールド、ゴーグル等を外す際には、表面（汚染面）が周囲に付かないよう置き方に留意する。	

#### ◆ この平時の勤務場面別チェックリストの使い方 ◆

- ・ここでの「平時」とは、奈良県全体で感染者があまり見られなくなったような世間全体の収束期ではなく、自施設では感染が発生していないが県内では感染が多く見られる「**平時**」から**万全の備えが必要となる状況**を想定しているため、細かく厳しめのチェックリストとなっています。
- ・まず「**新型コロナ感染対策責任者**」が、全勤務場面のチェック項目を見渡し、確認するためにご活用いただけます。
- ・各職員を実際に管理・監督するであろうフロアやユニットごとの**リーダー格の職員には、感染対策にかかる「個別責任者」とな**っていただき、ご担当する勤務場面において、感染の持ち込み・拡大の防止に必要な各チェック項目について指導し、指導どおりに実践されているか日々確認を行ってください。（一時の感染対策の漏れが、そのまま感染拡大につながる例が散見されます。）
- ・各職員に、勤務に入る前に、担当場面を抜粋したチェックリストを渡すなど、**職員自身によるチェック用**にも活用いただけます。**「個別責任者」が各職員に指示し、指示どおりにできたか報告を求める用**にも活用いただけます。  
（「チェック実施者 氏名」欄は、職員自身がチェックする場合を想定した欄）
- ・各場面の①からの付番順は、場面全体に関わること・重要なことを先に挙げた上で、あとは業務の流れを意識したのですが、各「個別責任者」においてチェックしやすいよう並べ替えていただいております。
- ・「推奨」については、各施設の実態に応じて採用するか否かをご判断ください。ただ、何が「推奨」かはご認識いただくことをお勧めします。  
**★物品を触る前・後の手指消毒など、物品を介した接触感染防止策については、従前は「必要」としていたところですが、第7波以降の接触感染対策緩和の流れを受けて「推奨」とさせていただきます。**
- ・各チェック項目が何のために必要か、理解いただいた上でないと形式だけのチェックになりかねないため、ピンクの欄で、「**飛沫**」感染防止・**「エア」**感染防止・**「接触」**感染防止のいずれかを示しています。